政府として地方公務員の給与水準について要請を行う場合にも、このような地方公務員の給与の決定の仕組みや、それぞれの地域の実情を踏まえたものでなければならない。かつ、国家公務員の給与削減分は東日本大震災の復旧・復興事業の財源に充てられていることを考慮すれば、地方公務員の給与水準の見直しが、単に国の歳出を抑制するために行われ、地方一般財源が削減されることは適切ではない。

2　東日本大震災の復旧・復興財源の確保

東日本大震災の未曾有の被害に鑑み、復旧・復興事業に係る被災自治体の負担を解消するため、平成23年度に震災復興特別交付税が創設され、平成24年度においても、所要額が確保されたところである。

被災地の復興を加速させるため、平成25年度においても、復旧・復興事業に係る地方負担については、震災復興特別交付税により、被災自治体の財源を確実に確保すべきである。

また、様々な災害が発生しやすい我が国においては、災害による被害を抑えるための事前防災・減災対策を、あらかじめ講じることが重要である。このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業について、引き続き、所要の事業費及び財源を確保すべきである。

3　公債費負担対策の推進と地方債資金の確保

⑴　公債費負担対策の推進

東日本大震災による被災自治体は、税収等の大幅な減少に直面している。本格的な復興事業の実施に伴い、財政需要が増大している中で、財政状況が急速に悪化するおそれがある。このため、被災自治体の財政状況の悪化を防ぎ、被災地域における地域経済の活性化に資するため、過去に高金利で借り入れた地方債の公債費負担の軽減を図る必要がある。

あわせて、被災地域以外の、特に財政状況の厳しい地方自治体についても、地域経済の活性化に資する観点から、高金利地方債の公債費負担の軽減に配慮する必要がある。

⑵　地方債資金の確保

地方債資金については、地方自治体が地域経済の活性化に積極的に取り組むことができるよう、一般市町村を中心に、所要の公的資金を確保すべきである。

特に、財政力の弱い地方自治体が円滑に資金調達できるよう、地方自治体の共同資金調達機関である地方公共団体金融機構の、財務基盤の充実及び貸付規模の確保を図ることが必要である。

一方で、資金調達は地方自治体が自らの権限と責任で行うべきであるという観点から、都道府県や政令指定都市は全国型市場公募地方債を活用するなど、民間からの資金調達についても充実することが求められる。一般市町村も同様に、住民参加型市場公募地方債を活用することが求められる。

なお、地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）[9]については、制度改正を行い、その利用を推進することにより、設備投資や雇用の増大を通じた地域経済の活性化を図る必要がある。

4　地方公営企業等の改革の推進

⑴　地方公営企業会計制度改革の推進

新地方公営企業会計基準は、各公営企業の経営状況の把握・分析に役立つとともに、他の公営企業や第三セクターとの比較を容易にすることで、経営の透明性の向上に資するものである。地方分権の進展に伴い、住民や議会から高まっている情報開示の要請に応えるための、環境整備として重要であることから、引き続き、国は、円滑な導入に向けた支援を行うべきである。

また、施設の老朽化等に適切に対応しつつ、公営企業の担う公的サービスを、将来にわたり安定的に提供するためには、現状の経営状態を踏まえた計画的な経営が必要である。そのためにも、現状の経営状態の明確化に資する、地方公営企業法の財務規定等の適用範囲の拡大[10]について検討を進めるべきである。

⑵　公立病院改革の推進

病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」[11]を踏まえて策定された「改革プラン」に基づく、公立病院改革を引き続き推進する必要がある。一方で、医師・看護師不足が深刻化するなど、厳しい経営環境が続いており、国は、地域医療を確保する観点から、所要の地方財政措置を講じるべきである。

⑶　第三セクター等の抜本的改革の推進

地方公営企業、地方公社及び第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。第三セクター等が、将来にわたり各地域において十分な役割を果たすとともに、地方自治体の財政リスクを低減するため、経営健全化に積極的に取り組んでいかなければならない。

その際、第三セクター等改革推進債[12]の活用も視野に入れて、存廃を含む抜本改革に集中的に取り組むべきである。それにより、一層の経営健全化、将来的な財政負担の明確化及びその計画的な削減に努める必要がある。

特に、第三セクター等改革推進債の期限が平成25年度までとされていることから、抜本的改革を先送りすることなく、期限内に実施するべきである。

おわりに　～未完の改革の実現に向けて～

平成５年６月、衆参両院で「地方分権の推進に関する決議」が、全会一致で決議された。この決議では、「地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられて」いることを指摘した上で、「このような国民の期待に応え、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自立性の強化を図り、21世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である」と宣言した。今年は、この決議が行われて20年の節目となる。

国会決議を受けて、地方分権改革がスタートした。平成11年に機関委任事務の廃止を柱とする地方分権一括法が成立した。また、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革を内容とする三位一体の改革が行われた。しかし、国から地方への３兆円の税源移譲が実現したことは画期的だったものの、国庫補助負担金の国負担割合引下げによる地方への転嫁に見られるように、「国と地方の財布の取り合い」に終始した印象がぬぐえない。

また近年は、社会保障給付に要する財源を強化するための税制改正や、地方交付税の増額が進められてきたが、「地方自治体の自主性、自立性」の強化には不十分と言わざるを得ない。繰り返し述べてきたとおり、住民生活の安心の確保や地域からの経済成長に向けて、地方財源を充実し、国の義務付け・枠付けを見直すことが一層求められている。

平成５年の国会決議は、地方分権改革を推進する理由に「ゆとりと豊かさを実感できる社会をつくりあげる」ことを掲げた。しかしこの20年間に、内外の情勢は激変した。地域や国民の関心と活動は、安全・安心や低迷する経済の立て直しに向きがちだが、「ゆとりと豊かさを実感できる社会」を実現するという目標は不変である。そのためにも、地方分権改革を「未完の改革」に終わらせないよう、改革の歩みを止めてはならない。国・地方双方がその意義を再認識し、国民の共感の下で、最大限の努力を行うことを期待してやまない。

1　平成24年11月。内閣府

2　平成22年度決算ベースで社会保障４経費に則った範囲の社会保障給付に要する経費10.3兆円（うち地方単独事業2.6兆円は、社会保障４分野における地方単独事業（4.3兆円）に給付に限定するための0.8及び制度として確立されたものに限定するための0.75を乗じた額）に対し、税率引上げ後の消費税の交付税法定率分及び地方消費税（引上げ分）は6.8兆円である。

3　できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指すための、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援。社会保障・税一体改革大綱（平成24年２月17日閣議決定）では、「社会保障改革の方向性」として、「（略）地域包括ケアシステムの構築等を図る。どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を目指す。」とされている。

4　社会保障制度改革推進法第１条

5　社会保障・税一体改革大綱

6　集中復興期間中に必要な復旧・復興対策規模（国・地方の公費）を19兆円程度とするフレーム

7　「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成21年総財公第103号）で示した期限

8　平成26年度予算から全ての地方公営企業法適用企業に適用される新しい会計基準

9　地域振興に資する民間事業者の支援を目的とした、地方自治体が行う無利子融資。対象事業に係る借入総額のうち、20%（過疎地等は、25%）以内が対象で、残りの融資は、民間金融機関が行う。

10　水道・交通等法定７事業及び病院事業以外の事業への適用拡大

11　平成19年12月に策定され、通知されたガイドライン。公立病院改革の必要性、公立病院改革プランの策定、公立病院改革プランの実施状況の点検・評価・公表等について記載

12　地方財政法第33条の５の７の規定に基づく第三セクター等の廃止等に要する経費を対象とする地方債